



えびの市公告第 27 号

入札公告

市有財産 旧麓教職員住宅敷地を一般競争入札により売払うに当たり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 及びえびの市財務規則(昭和 47 年えびの市規則第 2 号)第 118 条に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 22 日

えびの市長 中山 義彦



1. 入札に付する事項

(1) 入札件名 市有財産 旧麓教職員住宅敷地売却

(2) 入札物件

種類	所在地番	地目	地積(㎡)	最低売却価格(円)
土地	えびの市大字杉水流字大平 14 番 12	宅地	1,152.46	4,380,000

(3) 入札方法 別紙 市有財産売却一般競争入札募集要領に記載のとおり

2. 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する者は参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (3) 破産法による破産手続開始の申立てをされた者
- (4) 会社法第 475 条に該当する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業を行おうとする者
- (6) 国税、地方税等を滞納している者
- (7) 転売を目的とする者
- (8) えびの市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者

3. 売払条件

(1)入札を行った者は入札物件の内容を十分に確認したものとする。

(2)入札物件は、現状での引渡しとなります。

(3)物件は、建築基準法第42条に規定する道路に2m以上接していないため、現状では建築物を建てられません。

(4)物件敷地内に電柱(九電 267 フ 116+支線)、(NTT 麓 支 4 R1+支線)があります。電柱等の移転については、九州電力送配電(株)等と協議してください。

※市では電柱等の移転、撤去等はしません。

4. 契約担当課

〒889-4292 えびの市大字栗下 1292 番地

えびの市役所 財産管理課 管財係

電話 0984-35-1120(課代表)

FAX 0984-35-0401(代表)

E-mail zaisan@city.ebino.lg.jp

5. 市有財産売却一般競争入札募集要領を交付する場所及び問合せ先

えびの市役所 財産管理課 管財係

なお市有財産売却一般競争入札募集要領はえびの市公式HP(下記アドレス)に掲載。

URL <https://www.city.ebino.lg.jp/soshiki/zaisankanri/5330.html>

6. 現地説明会

入札物件の現地説明会を次のとおり行う。

日時:令和8年8月7日(金曜)～令和8年8月9日(日曜) 午前10時から

場所:えびの市大字杉水流字大平14番地12(雨天決行)

※物件の引渡しは現状のまま行うので、この入札に参加を希望する者は、現地説明会に参加するか、自身で入札物件を確認すること。

7. 入札参加申請

この入札に参加を希望する者は、別紙 市有財産売却一般競争入札募集要領を十分確認のうえ、申し込むこと。

(1)受付期間 令和8年8月24日(月曜)～令和8年9月17日(木曜)午後5時まで(土曜・日曜日を除く。)

(2)受付場所 えびの市役所 財産管理課 管財係

8. 入札の日時及び場所等

入札の日時:令和8年9月24日(木曜) 午前10時

場所:えびの市役所 1-1会議室

9. 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1)入札に参加する資格がない者(代理人に代理人資格がない場合を含む。)の入札
- (2)委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- (3)入札保証金を納付しない者の入札
- (4)入札保証金の額が所定の額に満たない者の入札
- (5)入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (6)一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (7)一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (8)入札金額を訂正した入札(訂正印の押印があっても無効となる)

※書き損じた場合は、新しい入札書を渡すので、入札書投かん前に申し出ること。

- (9)最低売却価格を下回る金額による入札
- (10)その他入札条件に違反した入札

10. 入札手続等

- (1)入札保証金は、えびの市財務規則第98条により、入札金額の100分の5以上とし、現金を納付すること。
- (2)最低売却価格以上の価格で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3)契約保証金は、えびの市財務規則第99条により、契約金額の100分の10以上とする。契約時に売買金額を一括納入しない場合に納付すること。
- (4)その他詳細は、別紙 市有財産売却一般競争入札募集要領によるものとする。